号外第六十六号

3

運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

令和四年 (水曜日) 六月二十九日

次

目

公安委員会

○運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定…(運転免許課)… |

安 委 員

青森県公安委員会告示第七十八号

和四年国家公安委員会規則第八号)第七条に基づき、次のとおり告示する。 を行う者を認定したので、運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国 免許取得者等教育及び同法第百八条の三十二の三の規定による運転免許取得者等検査 家公安委員会規則第四号)第六条及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の三十二の二の規定による運転

令和四年六月二十九日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

株式会社マツダドライビングスクール青森

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社マツダドライビングスクール青森
- 住所 青森市大字石江字江渡九七の九
- 代表者の氏名 柳谷 恒次
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

マツダドライビングスクール青森

- 4 青森市大字石江字江渡九七の九
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称

5

- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習)
- 株式会社青森原別自動車学校青森中央自動車学校

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査

(認知機能検査

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 株式会社青森原別自動車学校
- 住所 青森市原別二丁目一の八
- 代表者の氏名 辻川 年明
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 青森中央自動車学校
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区 青森市原別二丁目一の八
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 5 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 (認知機能検査

青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育

(高齢者講習

- 三 株式会社青森東部自動車学校
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社青森東部自動車学校
- 住所 青森市原別八丁目二の一
- 代表者の氏名 髙橋 博剛

四

- 2 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 青森東部自動車学校
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 青森市原別八丁目二の
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育(高齢者講習)
- 株式会社ムジコ・クリエイト青森モータースクール 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査(認知機能検査
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社ムジコ・クリエイト
- 住所 弘前市大字和泉一丁目三の
- 代表者の氏名 新戸部 洋輔
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 青森モータースクール
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 青森市妙見一丁目二の二
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分

3

4

- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育(高齢者講習
- 株式会社ムジコ・クリエイト浪岡モータースクール

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査

(認知機能検査

Ŧī.

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社ムジコ・クリエイト

- 住所 弘前市大字和泉一丁目三の一
- 代表者の氏名 新戸部
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 浪岡モータースクール
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 青森市浪岡大字浪岡字林本一二一

3

4

- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習)
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査

(認知機能検査

- 於本自動車学校株式会社
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 於本自動車学校株式会社
- 住所 八戸市大字中居林字舘越山三五の一
- 代表者の氏名 於本
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 於本自動車学校
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 八戸市大字中居林字舘越山三五の一
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 5 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習 (認知機能検査
- 三八五オートスクール株式会社三八五オートスクール八戸

七

- 名称及び住所並びに代表者の氏名 名称
- 八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二 三八五オートスクール株式会社
- 住所
- 代表者の氏名 佐々木
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 三八五オートスクール八戸
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称 機能に関する検査を行う方法
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査(認知機能検査 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育(高齢者講習)
- 八 三八五オートスクール株式会社三八五オートスクール三戸
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 三八五オートスクール株式会社

住所 八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二

- 代表者の氏名 佐々木 伸悦
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 三八五オートスクール三戸
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
- 三戸郡三戸町大字目時字上ヱ平五三
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育(高齢者講習)

 (\longrightarrow)

株式会社ムジコ・クリエイト八戸モータースクール

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査

(認知機能検査

九

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 株式会社ムジコ・クリエイト
- 住所 弘前市大字和泉 一丁目三の
- 代表者の氏名 新戸部
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 八戸市石堂四丁目七の三二

3

八戸モータースクール

4

- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知

- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称 機能に関する検査を行う方法
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育(高齢者講習)
- 正部家産業有限会社八戸ライセンススクール

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査(認知機能検査)

十

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 正部家産業有限会社
- 住所 三戸郡階上町蒼前東三丁目六の二二五
- 代表者の氏名 正部家 大介
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 八戸ライセンススクール
- 三戸郡階上町蒼前東三丁目六の二二五
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため

に行うもの

機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知

- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 (認知機能検査

株式会社ムジコ・クリエイト弘前モータースクール

十

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 株式会社ムジコ・クリエイト
- 住所 弘前市大字和泉一丁目三の一 代表者の氏名 新戸部
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 弘前モータースクール
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 弘前市大字和泉一丁目三の一
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育(高齢者講習) 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査(認知機能検査)

青

- 株式会社ディーエス開発三ツ矢自動車学校
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社ディーエス開発
- 住所 弘前市大字石渡一丁目二三の一
- 代表者の氏名 工藤
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 三ツ矢自動車学校
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 弘前市大字石渡一丁目二三の
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため

- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 5 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 (認知機能検査
- 棟方商事有限会社黒石自動車教習所
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 棟方商事有限会社
- 住所 黑石市竹田町五
- 代表者の氏名 棟方
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 黒石自動車教習所
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 黒石市竹田町五
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 5 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習)
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 (認知機能検査)
- 十 四 株式会社平賀自動車学校
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社平賀自動車学校
- 住所 平川市柏木町東田九一
- 代表者の氏名 佐藤 将治
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 平賀自動車学校
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 平川市柏木町東田九一
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分

- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 5 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習
- 十 五 株式会社青森原別自動車学校十和田支店十和田自動車学校 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 (認知機能検査
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社青森原別自動車学校十和田支店
- 住所 十和田市東二十二番町二八の一
- 代表者の氏名 辻川 年明
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 十和田自動車学校
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 十和田市東二十二番町二八の一
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習)
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 (認知機能検査
- 株式会社十和田中央モータースクール
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社十和田中央モータースクール
- 住所 十和田市東十四番町五二の
- 代表者の氏名
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 十和田中央モータースクール
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

十和田市東十四番町五二の一

4

- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称

5

- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習)
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 (認知機能検査

株式会社ディーエス開発三沢自動車学校

名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ディーエス開発

- 住所 弘前市大字石渡一丁目二三の一
- 代表者の氏名 工藤 武義
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 三沢自動車学校
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
- 三沢市南町二丁目三一の一六〇
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称

5

- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 (認知機能検査

株式会社エーアンドエフ三沢中央自動車学校

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社エーアンドエフ
- 住所 三沢市日の出一丁目九四の三四三
- 代表者の氏名 小比類巻 正昭
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 三沢中央自動車学校 三沢市花園町三丁目四の三七
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育(高齢者講習)
- 株式会社青森原別自動車学校上北支店上北自動車学校 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査(認知機能検査
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 株式会社青森原別自動車学校上北支店

報

- 住所 上北郡東北町字家ノ下タ三九の三
- 代表者の氏名 辻川 年明
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 上北自動車学校
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 上北郡東北町字家ノ下タ三九の三
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 (認知機能検査
- 株式会社津軽モータースクール
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社津軽モータースクール
- 住所 つがる市柏稲盛岡本二四

代表者の氏名 小野 豊次

2

- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 津軽モータースクール
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 つがる市柏稲盛岡本二四

3

4

- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称

5

- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習)
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 (認知機能検査
- 株式会社金木自動車学校
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 株式会社金木自動車学校
- 住所 五所川原市金木町菅原二五七の一
- 代表者の氏名 小野 豊次
- 2 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 金木自動車学校
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分

五所川原市金木町菅原二五七の一

- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称

5

青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習)

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査

(認知機能検査

- 株式会社五所川原モータースクール
- 名称及び住所並びに代表者の氏名

- 株式会社五所川原モータースクール
- 住所 五所川原市大字湊字千鳥九三の二
- 代表者の氏名 小野
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 五所川原モータースクール
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 五所川原市大字湊字千鳥九三の二
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育(高齢者講習)
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査(認知機能検査)
- 株式会社板柳自動車学校
- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 住所 北津軽郡板柳町大字三千石字里見四三

株式会社板柳自動車学校

- 代表者の氏名 永澤 佐具子
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 板柳自動車学校
- 3 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 北津軽郡板柳町大字三千石字里見四三
- 4 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知
- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育(高齢者講習)
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査 (認知機能検査

株式会社エスティック下北自動車学校

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 株式会社エスティック
- 住所 むつ市南町二の四
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 代表者の氏名 古川
- 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 むつ市南町二の四

3

下北自動車学校

4

- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の区分
- に行うもの 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるため
- 機能に関する検査を行う方法

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知

- 運転免許取得者等教育の課程及び運転免許取得者等検査の方法の名称
- 青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査(認知機能検査) 青森県公安委員会認定運転免許取得者等教育 (高齢者講習)

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)